

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

企業の存在意義は、社会的な善を最も効率よく、連続的に実現することであるという根源的な価値観のもと、「省力」「省手間」「省時間」「省資源」という視点で、私たちが過剰なものと考えられることを「省く」ことで人や地球に余力を生み出し、この余力をもってより豊かな社会生活の実現に貢献していきたいと考えています。当社グループは、「我々はお客様に「ありがとう」と言われる、均一で安心感のあるお手軽なサービスを提供し、世界一多くのお客様から必要とされるヘアカットチェーン店を目指します」という経営理念を掲げております。国内においては、忙しいビジネスマンをメインターゲットとしたヘアカット専門店「QB HOUSE」を展開し、さらに、ヘアスタイルへの拘りが強い20～40代の男女をメインターゲットとする「FaSS(ファス)」や「QB PREMIUM」も展開しております。また、ヘアカットの基本技術は世界共通であり、日本の正確かつ丁寧なサービスは海外においても高い評価を得ており、現在はシンガポール、香港、台湾、アメリカ合衆国といった地域に直営店に進出し、日本のヘアカット技術と合わせて高水準の衛生管理能力も承継し、海外各国においてより安心・安全な理美容サービスを実現することで、より豊かな社会生活の実現に貢献していく方針です。企業の存在意義である社会的な善を追究して企業の中長期的な存在価値と会社の持続的な成長を実現していくためには、意思決定機関である取締役会が主体性を持って自社のガバナンスの在り方を考え続けていく必要があります。特に社会の公器としての環境問題への善処と自社事業の持続的な成長の相関性をより高めていくにはどうすればよいかという問いは、これからの時代の経営の重要課題であると捉えています。その課題を解決していくためには、多様な価値観を尊重できる中核人材による、長期視点での社会的な活動を重んじる企業文化の醸成が必要となります。当社グループにおいても、これらを経営上の最重要課題と捉え、これまで以上に経営の健全性及び公正性を確保するための取り組みを実施し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

(コーポレート・ガバナンスに関する基本方針)

- (1)株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- (2)株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
- (3)会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- (4)取締役会の実効性を確保する。
- (5)中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行う。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則2-4 中核人材の多様性の確保】

当社グループは、技術職人材の育成が企業価値向上の源泉であるとの考えのもと、「人材育成力の向上」を経営の最重要事項の一つとして、全社をあげて注力してまいりました。国内においては、理美容師の国家資格を取得したものの、約60%の方は実際には理美容業界で就業できていません。この課題に当社グループとしては「人が成長した分だけ、企業の価値は向上できる」という考えのもと、良質な技術習得機会を提供することで年齢に関係なく個人の成長と社会的な自立をサポートし、サービスをヘアカットに限定し手荒れ等の身体的負担を軽減することで働きやすさを実現し、働き甲斐の創出に注力しています。そして、グローバルに事業を展開する中で、女性と多様な人材の力を積極的に登用し、現在の海外事業の発展に大きく寄与しています。国によって、技術職の属性や年齢の構成が大きく異なり、そして各国の定める資格制度に違いや制限もあることから、現時点で属性や多様性についての具体的な目標数値は定めておりませんが、これまでの経験を通じて人材の多様化は企業としての視野が広がることで問題の発見力を高め、様々な立場に立てるという意味では問題の解決力を高めることに寄与し、中長期的な企業価値の向上に繋がりました。これからも、性別や国籍の多様化に積極的に取り組み、管理職や店長職へ登用し、企業価値向上につなげてまいります。そして、当社グループの持続的な成長に資することを目的として測定可能な多様化に関する目標指標を定めることについて、検討してまいります。

【補充原則3-1 及び4-2 サステナビリティに関する基本方針の策定及び取組みの開示】

サステナビリティの取組みについては、当社ホームページのサステナビリティサイトにて開示しております。(https://www.qbnet.jp/sdgs/) 人的資本や知的財産への投資等並びに気候変動が当社事業に与える影響等については、検討中であります。今後、有価証券報告書や当社ホームページ等において、適切に開示してまいります。

【補充原則4-1 最高経営責任者(CEO)等の後継者計画】

当社は、現時点では最高経営責任者等の後継者計画を策定しておりませんが、今後、任意の指名・報酬委員会において、当社グループを運営する上で必要な資質について議論し、後継者計画について協議してまいります。そして、独立社外取締役が半数を占める取締役会においても十分審議を尽くしたうえで、計画を決議いたします。

【補充原則4-3 最高経営責任者(CEO)等の解任手続き】

当社は、現時点では最高経営責任者等の解任基準や要件は定めておりません。万が一、法令・定款等に違反する場合や当社の企業価値を著しく毀損したと認められる場合など解任が相当と考えられる事象が発生した場合には、独立社外取締役が半数を占める取締役会において十分審議を尽くしたうえで、解任を決議いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、政策保有株式については、原則として保有しない方針であります。有価証券報告書に記載のとおり、現在政策保有目的の上場株式は保

有しておりません。

【原則1 - 7. 関連当事者間の取引】

当社では、当社が役員や主要株主と取引を行う場合において、かかる取引が会社及び株主共同の利益を害することがないよう、下記の体制を整備しております。

- ・関連当事者間取引については、重要なものは取締役会での承認を、そうでないものは取締役会に報告することとしております。また、当該取引に関する取締役を特別利害関係人相当として議決から除外するなど厳格な手続きによっております。
- ・役員及び主要株主との取引については、定期的にその有無を確認しております。

【原則2 - 6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金の運用等の制度はなく、財政状況への影響はありません。

【原則3 - 1. 情報開示の充実】

(1) 経営理念は当社ホームページに開示しております。

(2) 本報告書1.1に記載しております。

(3) 取締役の報酬等については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、個々の取締役の職責、前年度の業績、従事者の給与水準、経済や社会情勢などを総合的に勘案し決定することとし、独立社外取締役を委員長とした社外取締役が過半数を構成する指名・報酬委員会において審議を行い、答申を得た上で、取締役会の決議により決定しております。

(4) 取締役候補者は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならないとしております。取締役候補者の選任手続きは、独立社外取締役を委員長とした社外取締役が過半数を構成する指名・報酬委員会において審議を行い、答申を得た上で取締役会の決議により決定しております。

経営陣幹部がその機能を十分に発揮していないと認められる場合、不正な職務執行又は法令若しくはその他の当社規程に違反する重大な行為があった場合には、社外取締役も出席する取締役会において十分に審議の上、辞任勧告、代表取締役・業務執行取締役としての解職、株主総会への解任議案の付議などを行います。

(5) 取締役については、経歴、各人の見識・人格等を総合的に判断し、当社役員に相応しい候補者を選定しております。個々の取締役候補者の略歴及び選任理由については、株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則4 - 1 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、「取締役会規程」を制定し、法令等に準拠して取締役会で審議する内容を取締役会に付議すべき事項として定めております。また、「職務権限規程」を定め、経営陣が執行できる範囲を明確にしており、組織変更等に応じて、常に見直しを行う仕組みを構築しております。

取締役会は原則毎月1回開催し、会社の重要な業務執行の決定を行うとともに業績の進捗についても報告し対策等を検討しております。

【原則4 - 9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外取締役候補者の選定にあたっては、東京証券取引所の独立性基準に基づき候補者を選定しております。候補者の選定理由は、株主総会招集通知及び本報告書にて開示しております。

【補充原則4 - 10 独立社外取締役を主要な構成員とする諮問委員会の設置】

当社は、取締役や経営陣幹部の人事及び報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的とし、2022年5月に取締役会の諮問機関として、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会を設置しております。

【補充原則4 - 11 取締役会の全体としての多様性】

当社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)が4名、監査等委員である取締役4名(社外)で構成しております。また、監査等委員である取締役4名の内、1名は女性となっております。

業務執行取締役は、会社の業績等の評価や各役割・責務を実効的に果たすための知識や経験、専門性に加えて、的確かつ迅速な意思決定ができることなどを踏まえ、総合的に評価・判断し、公正かつ適切に選任しております。

社外取締役には企業経営の経験や弁護士、マーケティング分野のプロフェッショナル等の専門性を有する人材を選任するなどして、事業の競争力を伸ばしながら、健全で持続可能な成長が図れるよう、社外取締役の知識・経験のバランスには十分配慮しております。

各取締役のスキル・マトリックスは、定時株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則4 - 11 役員の兼任状況】

取締役の兼任状況については、有価証券報告書の役員の状況の記載欄に記載しております。

【補充原則4 - 11 取締役会全体の実効性について分析・評価】

当社は、コーポレートガバナンスの視点から取締役会全体の実効性を確保するために、取締役会が適切に機能しているか、年1回取締役会の自己評価を実施することとしています。2021年度は、取締役・監査役のアンケートをベースにして分析・評価を行いました。その結果、当社の取締役会は、取締役の構成、運営、機能等に関し、概ね適切と判断しました。なお、更なるガバナンス強化のため、取締役会支援体制の整備、委員会の工夫等が今後の課題であると認識しております。これらを踏まえ、引き続き取締役会の実効性の確保に取り組んでまいります。

【補充原則4 - 14 取締役のトレーニングの方針】

当社は、取締役がその役割を果たすために、当社の財務状態、法令遵守、コーポレート・ガバナンスその他の事項に関して、積極的に研修に参加し、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積まなければならないこととし、コーポレート・ガバナンス等の研修会を検討しております。

社外取締役については、事業内容や業界特性等について理解を深めるため、業務執行取締役等による説明やレクチャー等を適宜実施しております。

【原則5 - 1. 株主との建設的な対話に関する方針】

持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、当社が相当と認める範囲及び方法で株主及び投資家等との間で建設的な対話を行うこととし、株主や投資家に対しては、決算説明会を年2回開催しております。

対話全般については、経営管理部を窓口として、代表取締役社長と取締役管理本部長が対応しておりますが、経営陣幹部(社外取締役含む)との対話を希望される場合には、株主の希望及び面談の目的等をふまえて、合理的な範囲で適切に対応いたします。

【原則5 - 2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、取締役会において収益力や資本効率等の目標に関して現状分析等を行い、それらをふまえて中期経営計画等を策定しており、その概要と進捗状況等は、図表やグラフ等を用いて株主に分かりやすく発信できるよう努めております。なお、経営計画については、毎年進捗状況を確認・分析した上で、必要に応じて事業ポートフォリオを見直し、新たな事業投資や人材育成への投資などの経営資源の配分計画を含む修正を行ってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,614,000	20.20
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) SUB A/C USL NON-TREATY (常任代理人 香港上海銀行東京支店カストディ業務部)	2,545,300	19.67
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2,181,300	16.85
インテグラル株式会社	592,300	4.58
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	409,387	3.16
北野 泰男	392,000	3.03
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A.381572 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	274,000	2.12
野村信託銀行株式会社(投信口)	210,900	1.63
野村證券株式会社 (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	153,500	1.19
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	122,900	0.95

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明更新

1. 上記の資本構成は、2022年6月30日現在の状況です。

2. 2022年7月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、野村證券株式会社及びその共同保有者であるNOMURA INTERNATIONAL PLC、野村アセットマネジメント株式会社が2022年6月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2022年6月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

【氏名又は名称(所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)】

NOMURA INTERNATIONAL PLC 3,700株(0.03%)

野村アセットマネジメント株式会社 1,034,800株(8.01%)

3. 2020年12月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、りそなアセットマネジメント株式会社が2020年12月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2022年6月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

【氏名又は名称(所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)】

りそなアセットマネジメント株式会社 803,300株(6.29%)

4. 2022年6月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、トライヴィスタ・キャピタル株式会社が2022年6月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2022年6月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

【氏名又は名称(所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)】

トライヴィスタ・キャピタル株式会社 2,538,400株(19.66%)

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分更新 東京 プライム

決算期 6月

業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
大宮 立	弁護士													
菊地 唯夫	他の会社の出身者													
斎藤 敏一	他の会社の出身者													
戸谷 圭子	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大宮 立				弁護士法人レックス法律事務所 代表社員を務めており、弁護士としての豊富な知識と経験を有していることから、弁護士としての専門的な見地から経営に対する監督をして頂くことを期待し、監査等委員である社外取締役として選任しております。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に關与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと認められたため、独立役員に指定しております。
菊地 唯夫				ロイヤルホールディングス株式会社の代表取締役会長を務めており、経営者としての豊富な知識と経験を有していることから、当社の経営全般への助言や経営に対する監督をして頂くことを期待し、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと認められたため、独立役員に指定しております。
斎藤 敏一				株式会社ルネサンスの代表取締役会長執行役員を務めており、経営者としての豊富な知識と経験を有していることから、当社の経営全般への助言や経営に対する監督をして頂くことを期待し、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと認められたため、独立役員に指定しております。
戸谷 圭子				長年にわたる経営学及びマーケティング分野の専門家として、多くの企業に助言を行うとともに、高度な専門知識と豊富な経験と知見を有していることから、独立した客観的な立場を生かした監督をして頂くことを期待し、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと認められたため、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	0	0	4	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社の監査等委員は監査等委員会専属であり、業務執行取締役からは独立しており、当該取締役及び使用人による監査等委員会の職務の補助に関しては、業務執行取締役の指揮命令権は及びません。また、取締役がその役割・責務を果たすために、当社が提供した情報に加えて、追加の情報を必要とする場合には、内部監査室および管理本部等が窓口となり、社内関係部門から情報を収集する体制になっています。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 [更新](#)

会計監査人には、適時情報の提供を行い、独立監査人としての監査を受けております。また、内部牽制機能を確保するため内部監査室を設置しております。監査等委員は、会計監査人および内部監査室と定期及び随時に会合を持ち、報告を受けるとともに、適宜意見交換を行う等緊密に連携しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 [更新](#) あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 [更新](#)

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	1	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	1	1	2	0	0	社外取締役

補足説明 [更新](#)

補充原則4 - 1010 に記載のとおり、当社は取締役会の諮問機関として、2022年5月に指名・報酬委員会を設置しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 4名

その他独立役員に関する事項

当社では、専門的な知見に基づき客観的かつ適切な経営監視機能が期待でき、かつ、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の企業業績向上へのインセンティブ効果や株主重視の経営意識を高めることを目的として、従来の取締役報酬等の額とは別枠にて、取締役(社外取締役を除く)に対して、ストックオプションとして新株予約権を割り当てることとしております。

ストックオプションの付与対象者 社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

- ・ストックオプションは、当社の業績向上のため、役職員の士気向上を目的として実施したものです。
- ・株式の種類は普通株式とし、株式1株当たりの行使価格は520円(第1回・第2回新株予約権)、550円(第3回新株予約権)としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員区分ごとの年間報酬総額を記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、2022年9月28日開催の取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、単に「取締役」という。)の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

(イ)基本方針

Q Bハウスグループの基本方針は、余計なものを捨てる、減らす、省くことで見えてくる、本当に大切なことだけに集中することで、お客様の快適な暮らしに貢献することである。接客対応を中心とするサービス業においては、「人が成長した分だけ企業は成長できる」という考えのもと、社員の成長に真剣に向き合い、「働きやすさ」と「働きがい」を互いに支え合える「円満」な組織づくりに注力し、短期的な利益を重視した考えに偏ることなく、長期的な視野に立って持続的な成長を目指す。

このような考えの下、当社の取締役の報酬は、一時的な短期業績に連動させるのではなく、長期にわたり持続的な成長を図る環境の構築を実現することに向けたインセンティブとするべく、月例の固定報酬のみで構成し、これを現金で支給することとする。

(ロ)取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針

取締役の個人別の固定報酬の金額は、株主総会で決議された取締役の報酬の限度額の範囲内で、個々の取締役の職責、前年度の業績、従事者の給与水準、経済や社会情勢などを総合的に勘案し決定することとし、独立社外取締役を委員長とした社外取締役が過半数を構成する指名・報酬委員会において審議を行い、答申を得た上で、取締役会の決議により決定する。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役への連絡(取締役会の開催など)は管理本部と内部監査室で行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

< 業務執行の体制について >

・取締役会

取締役会は、取締役(監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。))を除く。)4名、監査等委員4名の計8名で構成されておりますが、経営の透明性及び公正性をさらに高めるために、そのうち監査等委員全員を社外取締役としております。取締役会は毎月開催する他、必要に応じて随時開催し、法令、定款、取締役会規程及びその他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行を監督しております。なお、議長は代表取締役社長であります。

・監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員4名で構成されており、毎月開催する他、必要に応じて随時開催しております。また、監査等委員は、取締役会及びその他重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるなど取締役の職務執行を監査するとともに、会計監査人及び内部監査室と相互に連携し、情報収集と意見交換を行います。なお、委員長は大宮立氏であります。

・指名・報酬委員会

当社は、取締役や経営陣幹部の人事及び報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図ることを目的として、2022年5月13日開催の取締役会決議に基づき、指名・報酬委員会を設置いたしました。

指名・報酬委員会は、取締役会決議により取締役の中から選定された3名の委員（うち、過半数は独立社外取締役）で構成されております。指名・報酬委員会は、取締役及び執行役員の選任・解任、代表取締役及び役付取締役等の選定・解職、取締役及び執行役員の報酬等、その他取締役会が必要と認めた事項等について審議し、取締役会に対して答申を行います。なお、委員長は菊地唯夫であります。構成員は、北野泰男及び戸谷圭子であります。

・会計監査人

当社は、会計監査人として、EY新日本有限責任監査法人を選任の上、監査契約を締結し、適正な監査を受けております。なお、監査等委員は、会計監査人と定期及び随時に会合を持ち、報告を受けるとともに、適宜意見交換を行う等緊密な連携を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、2021年9月22日開催の第7回定時株主総会の決議に基づき、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。構成員全員を社外取締役とする監査等委員会の設置を通じて、取締役会の監督機能を強化することにより、経営の効率化を図り、透明性及び公正性を確保した企業運営を行うことができる体制であると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知は、法定期日より早期に発送できるよう努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は6月決算であり、定時株主総会は毎年9月に開催することから、集中日にあたらぬものと考えております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット等による議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームへ参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	英文での招集通知(要約)を提供しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ内にて開示しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	次回の個人投資家向け説明会については、今後検討してまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家に対する決算説明を年に2回開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家向けの定期的説明会については、外国人持株比率をふまえて今後検討してまいります。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、決算説明資料、株主総会招集通知、プレスリリース資料などを適時に掲載してまいります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>長期的な企業価値の向上のために、株主のみならず従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会その他の様々なステークホルダーの利益を尊重します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会及び環境問題等を巡る課題について、積極的かつ能動的に取り組めます。 ・女性の活躍促進を含むダイバーシティを推進し、多様性を強みとする企業風土を醸成します。 ・当社及び当社グループ役員による法令等の違反を早期に発見し是正することを目的として内部通報制度を整備すると同時に、社内から独立した通報窓口を設置し、これらを適切に運用しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>シンガポールの小児がんのチャリティイベント「Hair For Hope」のスタイリスト部門のメインスポンサーや災害時の募金活動等を通じて社会貢献活動に取り組んでおります。</p> <p>また、日本国内では、児童施設に入所しているお子さんへの無料ヘアカット体験などを通じて社会貢献活動に取り組んでおります。</p> <p>さらに、廃プラスチック問題への対応として、消毒等の衛生面を維持した上でクシの再利用を行っております。</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	<p>法令に基づく開示のほか、経営計画、経営戦略及び経営課題等、全てのステークホルダーにとって重要と判断される情報について適切に開示するとともに、株主及び投資家等との建設的な対話に資するための情報の発信に努めてまいります。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの整備の状況

当社は、当社グループの経営理念の実現に向けた取組みを通じて、健全かつ透明性の高いグループ経営と企業価値の最大化を図るため、業務の適正を確保するための体制(以下、「内部統制システム」という。)を整備しております。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社及び当社子会社は、取締役会を定例開催する他、必要に応じて臨時に開催し、経営方針等の重要な事項についての意思決定を行うとともに、取締役から業務の執行状況について報告を受ける。
- ・当社の監査等委員及び当社子会社の監査役は、関連法令、定款及び社内ルールの遵守状況を監査するため、取締役会等の重要会議に出席する他、実地により監査する体制とする。
- ・法令遵守と公正な倫理観が企業存続の必要条件であるとの認識のもと、当社においてコンプライアンス委員会を設置する。コンプライアンス委員会は、当社及び当社子会社の各コンプライアンス責任者等により構成され、法令遵守に関する基本方針及び必要な取組み内容を決定し、実行する。また、コンプライアンス委員会は、基本方針並びに取組みの内容及び実施状況について、必要に応じて進捗状況を取締役に報告する。
- ・当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人のコンプライアンス意識の醸成を図るため、関連法令、定款及び諸規程の遵守を徹底するための教育・研修を実施する。
- ・当社は、被監査部門等に対する十分な牽制機能を確認するために、代表取締役社長の直轄部門として内部監査室を設置する。ただし、監査等委員会の職務を補助するに際しては、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。内部監査室は、監査等委員会とも連携し、使用人の職務執行の適正性に加え、法令、定款及び諸規程の遵守状況に対する監査を実施する。
- ・当社において内部通報窓口を設置し、当社及び当社子会社の使用人は法令に違反する不正行為等を発見した場合には当該窓口に通報しなければならない。
- ・当社及び当社子会社は「個人情報取扱規程」を定め、個人情報の適切な管理と保護に努める。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務執行に係る各種文書及び帳票類等については、法令及び社内規程に基づき、適切に作成、保存、管理する。
- ・取締役及びその他の関係者が、株主総会及び取締役会その他重要な会議の議事録並びに稟議書、決裁書その他の重要な決裁に係る書類等を常時閲覧できるよう適切に保存、管理する。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社及び当社子会社の取締役は、当社及び当社子会社に損失を及ぼす可能性のあるリスクの管理のために必要な体制を構築し維持する。
- ・各部門の所管業務に関連するリスクについては、当該部門が管理を担当し、個別規程及びマニュアル等を整備するとともに、必要に応じて使用人に対する教育・研修等を行う。
- ・当社及び当社子会社の取締役は、経営に重大な影響を与えるリスクが発現した場合に備え、予め必要な方針を整備し、当該リスクが発現した場合にはその損失を最小限にとどめるために必要な対応を迅速に実行する。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社及び当社子会社は、取締役会において経営方針等の重要な事項についての意思決定を行う他、各取締役からの業務の執行状況に係る報告を通じて企業集団としての業務執行状況を統制する。
- ・業務分掌規程、職務権限規程及び稟議規程等において業務の分掌、決裁権限及び決裁手続き等を定め、当社及び当社子会社における責任範囲の明確化と権限委譲を行うことで、意思決定の迅速化を図る。

(e) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・企業集団における経営の健全性及び効率性の向上を図るため、各子会社に対して必要に応じて当社取締役(監査等委員を除く。)を派遣し、子会社における業務の執行を監督するとともに、当社監査等委員会が調査する。
- ・当社において子会社を管理する主管部門を定め、当該主管部門は子会社における重要事項について子会社による報告を義務付けるとともに、必要に応じて協議を行う。
- ・関係会社の業務執行については、「関係会社管理規程」に従い、適正に情報の収集及び管理を行うものとする。また、その運営状況は必要に

じて監査等委員会の監査対象とする。

・当社の内部監査室により、当社の子会社における業務執行の適正性に関する監査を実施する。

(f) 監査等委員会が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役(監査等委員を除く。)からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

・監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、その補助すべき目的に応じた知識、経験を勘案して選任配置するものとし、当該使用人の取締役(監査等委員を除く。)からの独立を確保するため、補助業務に関しては、監査等委員会の指揮命令下で遂行することとする。

・当該使用人の人事異動、評価等を行う場合は、予め監査等委員会に報告し意見を求めるものとする。

(g) 当社の取締役(監査等委員を除く。)及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人等が当社監査等委員会に報告するための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

・監査等委員は重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めることとする。

・当社の取締役(監査等委員を除く。)及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人等は、会社に重大な損失を与える事項又はその恐れのあるとき、取締役及び使用人による違法や不正行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときに、監査等委員会が使用人等から直接報告を受けられるよう、通報者に対して不利益な取扱いを受けない体制を整備する。

(h) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・当社は、監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理することとする。

・監査等委員会が職務遂行に必要があると判断した場合、弁護士及び公認会計士等の外部専門家に依頼する場合の必要な監査費用を認めることとする。

(i) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査等委員会は、当社の代表取締役及び取締役(監査等委員を除く。)並びに当社子会社の代表取締役及び取締役と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換をできる体制とする。

・監査等委員会は、内部監査室から当社及び当社子会社の各部門に対する内部監査の内容について共有するために定期的な会合を開催する他、内部監査室とともに往査を実施する等により相互連携を図る。

・監査等委員会は、会計監査人との間で年間監査計画の確認や四半期毎の会計監査結果の報告を受けるために定期的な会合を開催する。また、必要に応じて会計監査人による期中監査及び期末監査に同席し、都度、説明を受ける等相互連携を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力とはいかなる関係も持たず、不当要求等については毅然とした態度で対応することを方針としております。経営会議をはじめとする当社グループの主要な会議体や、全体会議などの機会を利用し、定期的にその内容の周知徹底を図っております。

当社における反社会的勢力排除体制として、「反社会的勢力対応規程」を制定し、反社会的勢力対応部署及びその責任者を管理本部及び管理本部長と定めております。

新規取引先並びに新規採用者について、記事検索、信用調査会社の情報検索等により審査した後、管理本部長が反社会的勢力の該当性を判断しております。既存取引先に対しては、原則として年に1度、継続取引先で前回調査実施から1年以上経過している取引先について調査を行うとともに、総務担当部署が、新規取引先調査に準じた方法で確認を行っております。

また、取引当事者間の法的関係を規定する契約・規約・取引約款等において、取引先が反社会的勢力等と関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には契約を解除できる旨の排除条項を盛り込んでおります。

反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、顧問弁護士及び全国暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

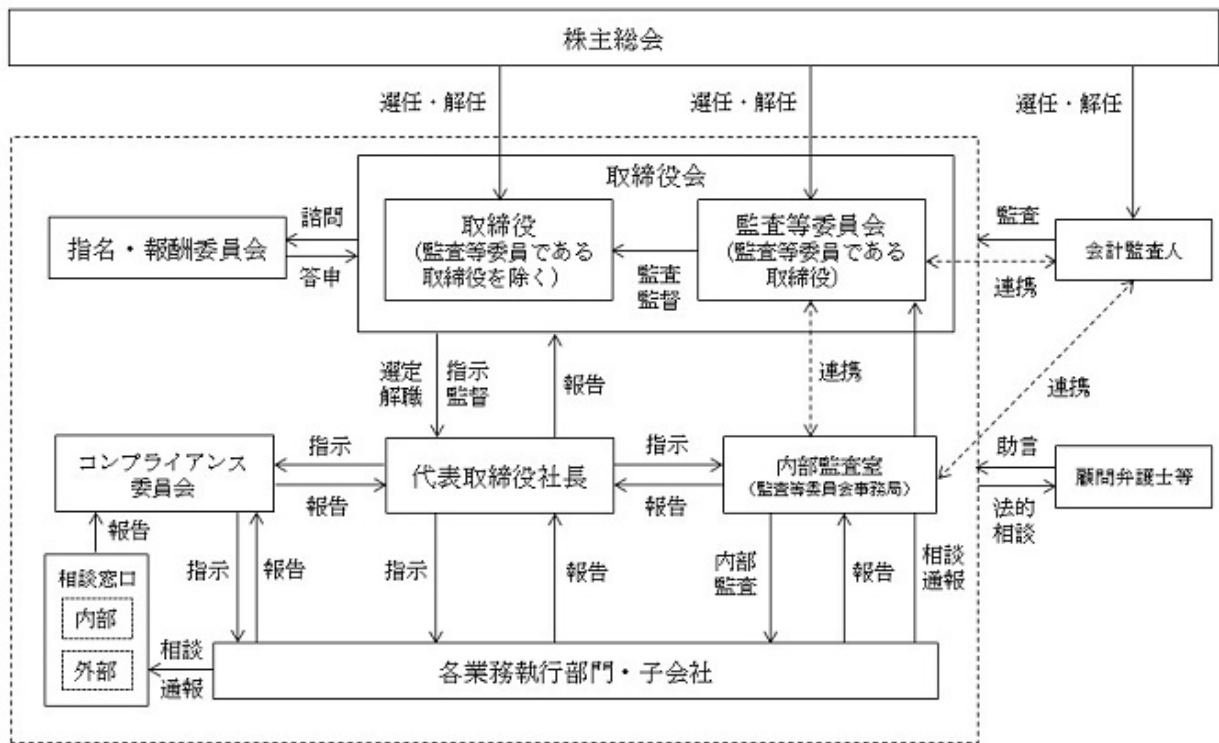
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、「透明性」「公平性」「適時性」を基本姿勢とし、金融商品取引法やその他の法令、証券取引所の定める適時開示規則に則った情報開示を行います。

また、適時開示規則等に該当しない情報についても、株主・投資家・証券アナリストなどの要請に可能な限り応えるべく、公平かつ積極的な開示に努めております。

当社およびグループ会社にて発生した重要情報は、管理本部に集約され、当該情報の開示の検討・時期・方法等につき速やかに顧問弁護士等と協議のうえ、適時開示の責任者である取締役の承認を得て、当該情報を開示しております。



【適時開示体制の概要（模式図）】

